### 1.3 自然環境等

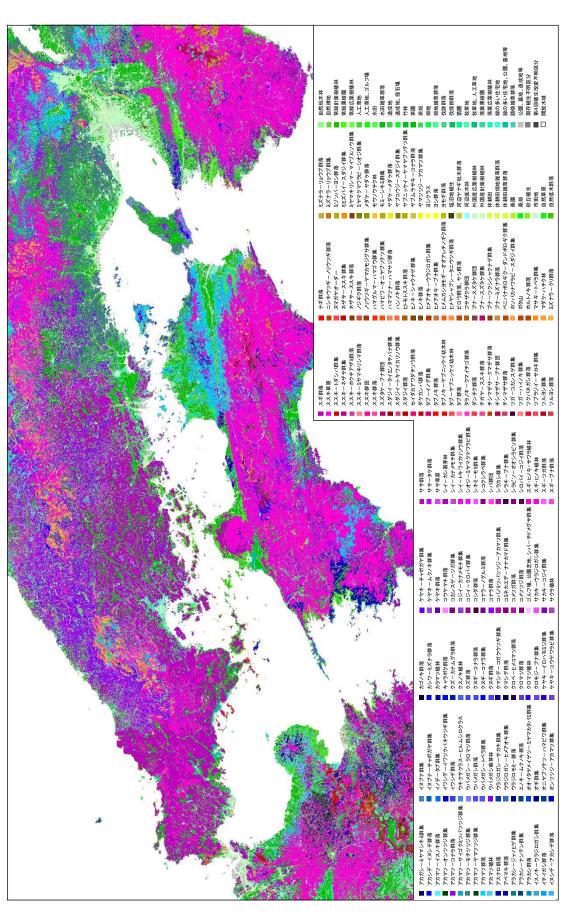
#### (1) 瀬戸内海の自然環境の特徴

瀬戸内海は、我が国を代表する傑出した風景地として、国立公園、国定公園等が広範な地域に指定されている。我が国最初の国立公園の一つである瀬戸内海国立公園は、その指定にあたって「変化に富み平和にして優美な風景」として評価されており、雄大で人為的影響を受けていない景観を特徴とする他の国立公園ときわ立った対比をみせている。

瀬戸内海周辺における植生は、古くは高木相にシイ類、カシ類、クスノキ、タブ等、低木相には耐陰性の強いモチノキ、ツバキ等が優占する暖帯照葉樹林がほとんどを占めていた。

早くから文化の開けた瀬戸内海沿岸地域では、これら本来の植生は、一部の社寺境内や名勝地等にわずかに残るのみとなっている。現在、この地域の植生をみてみると、大半は何らかの人為的影響を受けた植生となっており、花崗岩土壌と相まったアカマツ、クロマツの二次林が特徴的である。また、海岸部に多いウバメガシ林は、この地方特有の優れた植生景観を見せている。

瀬戸内海における植生図を図1-6に示す。



出典:「第2~5回自然環境保全基礎調査」(環境庁)

一方、瀬戸内海周辺において植生自然度の高い地域として、和歌山県の大塔山周辺、白馬山周辺、徳島県の剣山周辺、愛媛県の石鎚山周辺及び大分県の傾山周辺で植生自然度(環境省が分類判定している指数で、植物社会学的現存植生図の作成結果からの人為的影響が加わっている度合を  $1\sim10$  で示したもの)  $9\sim10$  の高い区域が見られる(表 1-6)。

表 1-6 瀬戸内海関係府県別植生自然度比率

自然度	植生	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	福岡県	大分県	関係府県	そ の 他	全国
10	高山、草原等、単層の植	21	13	54	0	18	8	8	8	7	5	5	19	12	178	3, 833	4, 011
10	物社会を形成する地区	0. 5	0.7	0.7	0	0.4	0.1	0. 1	0. 1	0.2	0.3	0. 1	0.4	0.2	0.3	1. 3	1. 1
9	植物社会を形成する地区	76	6	82	336	126	31	50	177	145	101	151	42	262	1, 585	64, 809	66, 394
		1. 7	0.3	1	9.7	2.8	0.5	0.6	3	3. 7	5. 5	2.8	0.9	4. 4	2. 4	21. 3	18. 0
8	ブナ、ミズナラ再生林、 シイ・カシ萌芽林等、代	0	1	134	59	790	15	58	139	166	0	108	349	515	2, 334	17, 399	19, 733
L	償植生であっても特に自 然植生に近い地区	0	0.1	1.7	1.7	17. 6	0. 2	0. 7	2. 4	4. 2	0	2	7. 5	8. 7	3. 6	5. 7	5. 4
7	クリーミズナラ群落、ク ヌギーコナラ群落等、一	2, 541	412	3, 709	363	445	3, 240	4, 819	3, 132	1,094	733	1, 185	304	840	22, 817	46, 213	69, 030
Ľ	般には二次林とよばれる 代償植生地区	57. 6	22.8	46. 3	10.5	9. 9	47. 9	59. 4	53. 2	28	39. 9	21.9	6. 5	14. 1	35. 3	15. 2	18. 7
6	常緑針葉樹、落葉針葉 樹、常緑広葉樹等の植林	810	174	1655	1917	2261	804	438	970	1588	114	2516	1575	2442	17, 264	74, 808	92, 072
L	地	18. 4	9.6	20. 7	55. 2	50. 5	11. 9	5. 4	16. 5	40.6	6. 2	46. 4	33. 7	41. 1	26. 7	24. 6	25. 0
5	ササ、ススキ群落など背	13	4	36	6	5	75	61	34	20	6	22	36	263	581	5, 045	5, 626
3	丈の高い草原	0.3	0.2	0.4	0.2	0. 1	1. 1	0.8	0.6	0.5	0.3	0.4	0.8	4. 4	0. 9	1. 7	1. 5
4	シバ群集等の背丈の低い	18	8	3	108	7	652	817	11	44	3	12	38	21	1, 742	4, 756	6, 498
	草原	0.4	0.4	0	3.2	0.2	9. 6	10. 1	0. 2	1.1	0.2	0.2	0.8	0.4	2. 7	1. 6	1.8
3	果樹園、桑園、茶畑、苗	40	72	30	51	307	71	129	82	115	119	430	266	241	1, 953	4, 864	6, 817
L	圃等の樹園地	0. 9	4	0.4	1.5	6. 9	1	1.6	1. 4	2.9	6. 5	7. 9	5. 7	4. 1	3. 0	1. 6	1.8
2	畑地、水田等の耕作地、	566	354	1,714	393	301	1,611	1, 469	1,065	620	516	803	1, 433	1, 097	11, 942	65, 369	77, 311
2	緑の多い住宅地	12.8	19.6	21.4	11.3	6. 7	23. 8	18. 1	18. 1	15. 9	28. 1	14.8	30.6	18. 5	18. 4	21. 5	21.0
1	市街地、造成地等の植生	303	720	564	203	155	216	235	236	42	203	157	559	215	3, 808	11, 612	15, 420
	の殆ど存在しない地区	6. 9	39.8	7	5.8	3. 5	3. 2	2. 9	4	1.1	11. 1	2. 9	12	3. 6	5. 9	3. 8	4. 2
	自然緑地	6	0	0	5	47	7	0	0	42	4	7	11	8	137	1, 279	1, 416
		0. 1	0	0	0.1	1	0.1	0	0	1.1	0.2	0.1	0. 2	0.1	0. 2	0. 4	0.4
	開放水域	17	44	28	31	17	37	30	37	28	28	21	44	19	381	3, 830	4, 211
		0. 4	2. 4	0.3	0.9	0.4	0. 5	0.4	0.6	0.7	1.5	0.4	0. 9	0.3	0. 6	1. 3	1. 1
	不 明 区 分	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	2	7	64	71
		0	0		0	0	0	0	0	0	0.2	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	計	4, 411 100, 0							5,891				-	5, 937	64, 729	303, 881	368, 610
			100. 0	100.0	100.0	100.0	100. 0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100. 0	100.0	100.0

注) 上段面積 (km²)、下段比率 (%)

出典:「第5回自然環境保全基礎調查植生調查報告書」(環境庁、平成11年3月)

#### (2) 瀬戸内海国立公園

#### 1) 国立公園の指定及び特色

国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であり、自然公園法に基づき環境大臣が指定する。瀬戸内海国立公園は、昭和9年3月に雲仙や霧島とともに我が国最初の国立公園に指定され、その後数回の追加指定と再検討の結果、現在の区域になっているものであり、その面積は、約6万7千ha(陸域のみの数値)である。

瀬戸内海には多くの島がある。この一帯の地域が、複雑な断層活動によってモザイク状に刻まれ、それが沈水したことにより島になったものであり、小さなものまで数えると、約3,000といわれている。瀬戸内海の風景の最大の特徴は、このような内海多島海景観の中心をなす家島諸島、備讃諸島、芸予諸島、防予諸島などの多島部と、それらを眺める展望地点、それに、いくつもある瀬戸などからなっており、神戸の背後にある六甲山も含まれていることである。

また、この公園の風景のもう一つの特徴は、瀬戸内海の自然と関わっている人間生活である。島々の 段々畑や古い港町の家々の並び、巡航船や物資輸送船の動きなど、そこには古くから自然の中に溶け込 んだ人間の営みがある。近年においては、本州と四国を結ぶ三橋が開通し、瀬戸内海の風景、交通が大 きく様変わりしている。

園 名 特 色 関 係 指定年月日 府 県 総 括 景観·地形地質 動 物 植 物 積 瀬戸内海世界的な 内海多島海 スナメリ 弥山モミ・ツガ自 大 阪 昭和9.3.16 多島海公園 大渦流・潮流(鳴門海峡・来島 然林 アビ等海洋性鳥類 兵 庫 67,308ha 歴史と伝統 大山祇神社のクス 海峡) タイ等魚類 和 歌山 カブトガニ 宮島厳島神社等の人文景観 ノキ群落 畄 Ш 広 古期火山熔岩台地及び浸食地形 生島シイ林 島 花崗岩山塊(六甲山) アツケシソウ 山 П シオギク等の塩沼|徳 島 地植物 香 Ш 愛 媛 福 出

表 1-7 瀬戸内海国立公園の概要

出典:「自然保護各種データ」(環境省資料)より作成

表 1-8 瀬戸内海国立公園の地種区分別、土地所有別面積一覧表

(単位: ha) 令和3年3月31日現在

大

分

			地	種	区 分			土地所有			
総面積			特 別	地	域						
松山伐	特別	第1種	第2種	第3種	第1種~第3種	合 計	普通 国有地		公有地	私有地	
	保護 地区	<b>弗   悝</b>	<b>第4性</b>	- お3性	小 計	合 計	707%				
67, 308	978 (1. 5%)	4, 690	31, 640	7, 537	43, 867 (65. 2%)	44, 845 (66. 6%)	22, 463 (33. 4%)	8, 638 (12. 8%)	10, 153 (15. 1%)	48, 517 (72. 1%)	

出典:「自然保護各種データ」(環境省資料)より作成

#### 2) 国立公園の保護と利用

国立公園が指定されると、その公園の適正な保護と利用を目的とした国立公園計画が定められ、開発行為等の規制や快適な利用の促進と自然とのふれあいを推進するため、各種利用施設の整備が行われている。

また、快適な国立公園利用の拠点として、集団施設地区が指定され、ビジターセンターなどの施設が総合的に整備されている。瀬戸内海国立公園におけるビジターセンターの設置状況を表 1-9 に、集団施設地区の指定状況を表 1-10 に示す。

日本にある34の国立公園全体の平成31年/令和元年の利用者数は、延べ3億6千9百万人と推計され、富士箱根伊豆国立公園(延べ1億3千3百万人)についで、瀬戸内海国立公園(延べ4千5百万人)が第2位となっている。

241 0 1	K, 1117		
名 称	場所	平成31年/令和元年 利用者数(人)	設置者
大久野島ビジターセンター	広島県竹原市 (大久野島)	76, 268	環境省
五色台ビジターセンター	香川県坂出市(五色台)	10, 739	環境省
六甲山ビジターセンター	兵庫県神戸市 (六甲山)	81, 980	兵庫県
鷲羽山ビジターセンター	岡山県倉敷市(鷲羽山)	22, 154	岡山県
大鳴門橋架橋記念館	徳島県鳴門市(鳴門公園)	74, 451	徳島県

表 1-9 瀬戸内海国立公園の主なビジターセンター

注)1. ビジターセンターとは、自然公園法施行令第1条第9号に掲げる博物展示施設に該当しており、「主としてその公園の 地形、地質、動物、植物、歴史等に関し、公園利用者が容易に理解できるよう、解説活動又は実物標本、模型、写真、 図表等を用いた展示を行うために設けられる施設(ビジターセンター及びこれに併設される自然研究路、解説施設、解 説員研究施設等。)をいう。」と定義されている。

出典:「自然保護各種データ」(環境省資料)より作成

表 1-10 瀬戸内海国立公園の集団施設地区

集団施設地区名	県市町村名	区域面積(ha)	平成31年/令和元年 利用者数(千人)	指定年月日
赤穂御崎	兵庫県赤穂市	50. 0	289	Н 6.11.7
由良	兵庫県洲本市	69. 9	71	H 5.7.19
南淡路 (休暇村)	兵庫県南あわじ市	26. 7	119	H 5.7.19
六甲山※	兵庫県神戸市	430. 4	1, 089	H30.8.30
摩耶山※	兵庫県神戸市	15. 5	329	H30.8.30
加太 (休暇村)	和歌山県和歌山市	159. 5	491	Н3.7.26
王子が岳渋川	岡山県玉野市、倉敷市	235. 2	1, 203	H元. 7.12
大久野島 (休暇村)	広島県竹原市	71. 2	289	S 62. 11. 24
仙酔島	広島県福山市	93. 6	126	S 62. 11. 24
包ヶ浦	広島県廿日市市	15. 5	22	S 62. 11. 24
野呂山	広島県呉市	62. 4	181	S 62. 11. 24
鳴門	徳島県鳴門市	38. 9	1,003	Н3.2.27
屋島	香川県高松市	43. 6	525	H11. 2. 2
五色台 (休暇村)	香川県坂出市	39.8	84	H11. 2. 2
近見山	愛媛県今治市	246. 0	77	S 31. 6.15
東予 (休暇村)	愛媛県今治市、西条市	43.3	116	S 40. 3.19
姫原	愛媛県松山市	49. 9	20	S 32. 10. 23

※六甲山、摩耶山集団施設地区:平成30年8月30日に指定、同年9~12月で算出。

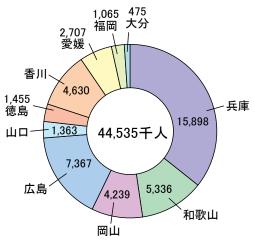
- 注)1. 国立公園集団施設地区等とは、環境省所管の公共用財産である土地であつて、自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第三十六条第一項の指定に係る部分その他国立公園内に存するもののうち、環境大臣の定めるものの区域をいう。
  - 2. 区域面積は令和3年3月31日現在

出典:「自然保護各種データ」(環境省資料)より作成

表 1-11 利用者数の多い国立公園(平成 31 年/令和元年)

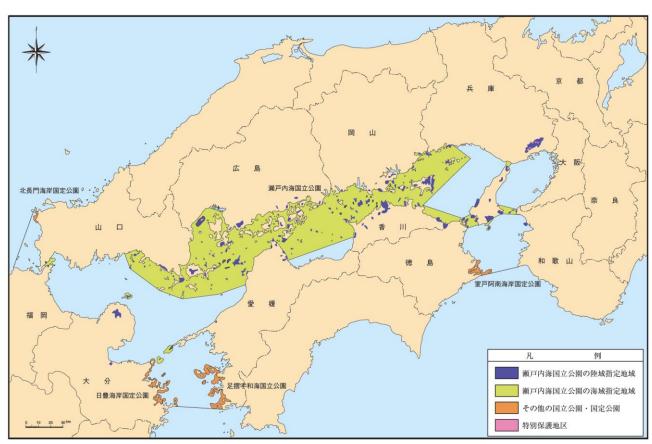
順位	公園名	利用者数 (千 人)	国立公園全体に 占める利用者数 の割合 (%)	平成30年順 位
1	富士箱根伊豆	132,520	35.9	1
2	瀬戸内海	44,535	12.1	2
3	上信越高原	23,720	6.4	3
4	日光	16,069	4.4	5
5	阿蘇くじゅう	16,057	4.3	4
6	吉野熊野	14,093	3.8	6
7	秩父多摩甲斐	13,393	3.6	7
8	大山隠岐	12,718	3.4	9
9	霧島錦江湾	11,721	3.2	8
10	支笏洞爺	10,514	2.8	10
上位	7.10国立公園の合計	295,340	80.0	
34∄	国立公園全体の合計	369,146	100	

出典:「自然保護各種データ」(環境省資料)より作成



瀬戸内海国立公園県別利用者数 (平成31年/令和元年)

出典:「自然保護各種データ」(環境省資料) より作成



注) 1. 「瀬戸内海」沿岸域の国立及び国定公園を図示した。

2. 特別保護地区は「瀬戸内海」海域に係わる地区のみを図示した。

出典:環境省資料より作成

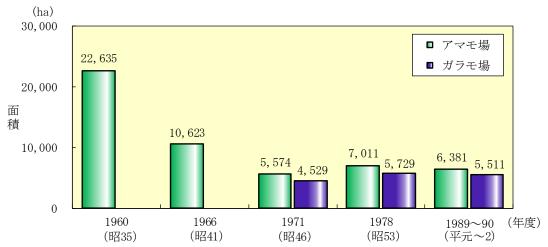
図 1-7 主要自然公園配置図

### (3) 瀬戸内海の沿岸域(藻場、干潟等)

#### 1) 藻場、干潟

魚介類の生育の場として重要である藻場、生態系の維持あるいは水質浄化に重要な役割を担う干潟は減少傾向にある。それぞれの面積の推移を図 1-8、図 1-9 に瀬戸内海における藻場、干潟の現状を表 1-12 に示す。

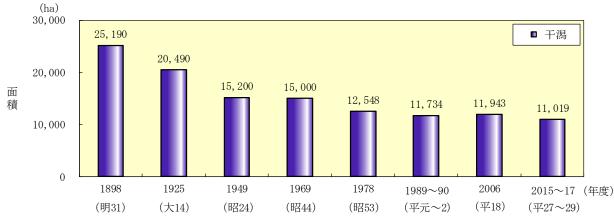
瀬戸内海の沿岸域においては、多様な生物の生息や繁殖の場である藻場・干潟が多く失われてきている。藻場のうちアマモ場については、1960年度(昭和35年度)から1989~90年度(平成元~2年度)までに約7割、干潟については、1898年度(明治31年度)から2015~2017年度(平成27~29年度)までに約5割が消失したことが報告されている。



- 注) 1. 湾・灘の区分は各調査に準ずる。
  - 2.1978 年度の(第2回自然環境保全基礎調査)の値は、1989~90 年度(第4回自然環境保全 基礎調査)の面積に消滅面積を加算した値である。

出典:1960、1966、1971 年度:水産庁南西海区水産研究所調査 1989~1990 年度(第4回):「自然環境保全基礎調査」(環境庁)

図 1-8 瀬戸内海における藻場面積の推移(響灘を除く)



- 注) 1. 湾・灘の区分は各調査に準ずる。
  - 2. 出典により、面積測定方法に違いがある。
  - 3.1978 年度(第2回自然環境保全基礎調査)の値は、1989~90 年度(第4回自然環境保全基礎調査)の面積に消滅面積を加算した値である。

出典:1898、1925、1949、1969 年度:「瀬戸内海要覧」(建設省中国地方建設局) 1978 年度(第 2 回)、1989~1990 年度(第 4 回):「自然環境保全基礎調査」(環境庁) 2006 年度:「瀬戸内海干潟実態調査報告書」(環境省、平成 19 年 3 月) 2015~2017 年度:瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査(環境省)

図 1-9 瀬戸内海における干潟面積の推移(響灘を除く)

表 1-12 瀬戸内海における藻場、干潟

					タイプ別面積		1 19		A =1	77.77.0
海域	コンブ場	アラメ場	ガラモ場		テングサ場	アマモ場	アオサ、 アオノリ場	その他	合計 (ha)	現存干潟の 面積(ha)
大阪湾北部	0	0	0	59	0	0	3	0	62	
八败传礼即				(42)					(42)	47
大阪湾南部	0	26	98	208	89	12	197	198	828	41
八灰時間即		(1)		(1)		(2)	(118)	(25)	(147)	
播磨灘北部	0	0	142	71	0	176	132	13	534	
			(4)	(4)	(4)	(218)	(98)	(49)	(377)	367
播磨灘南部	0	37	189	207	28	28	225	35	749	
111 NI ONE 114 PI			(14)				(8)		(22)	
紀伊水道東部	0	476	304	11	177	46	19	96	1, 129	
,		(2)	(13)						(15)	203
紀伊水道西部	0	452	77	5	32	180	42	19	807	
		(1)	(6)			(7)	(52)	(12)	(78)	
燧 灘	0	149	383	1	0	1, 111	108	103	1,855	1, 444
			(5)			(9)	(2)	(4)	(20)	,
備讃瀬戸東部	0	0	241	88	8	452	389	8	1, 186	
			(30)	(11)		(209)		(1)	(251)	406
備讃瀬戸西部	0	0	188	45	44	974	228	0	1, 479	
			(16)	(6)		(57)			(79)	
備 後 灘	0	0	157	0	2	510	85	426	1, 180	338
						(18)	(11)		(29)	
安 芸 灘	0	229	999	71	6	1,738	86	620	3, 749	176
		(4)	(2)				(1)	(2)	(9)	
広 島 湾	0	35	124	0	31	204	101	128	623	833
	_		(6)			(6)	(4)		(16)	
伊予灘東部	0	426	264	10	48	474	168	119	1, 509	
		(1)	(33)		200	(33)	(16)	(1)	(84)	-
伊予灘西部	0	733	85	0	209	21	60	35	1, 143	594
	0	0.1	105	10		0.5	0.5	20	(0)	-
別 府 湾	0	81	125	10	51	85	85	60	497	
	0	(82)	(82)	0.7	477	(60)	070	100	(224)	
周防灘東部	0	567	797	97	477	362	372	180	2, 852	
	0	(3)	(6)	10	(1)	(11)	(19)	(11)	(51)	6, 541
周防灘西部	0	8	24	13	14	1	2, 292	940	3, 292	
	0	1, 398	1 914	0	34	7	(17) 75	(13)	(30) 2, 950	
豊 後 水 道	0		1, 314 (1)		34	'	19	122	2, 950 (5)	69
	0	(4) 6, 014		428	17	20	285	507	10, 568	
響 灘	0	(15)	3, 297	440	11	20	400	907		46
	0	10, 631	(4) 8,808	1, 324	1, 267	6, 401	4, 952	3,609	(19) 36, 992	
合 計										11,064
	(0)	(113)	(222)	(64)	(5)	(630)	(346)	(118)	(1498)	

注) 1. 湾・灘の区分は各調査に準ずる。

出典:藻場(平成元~2年度):「第4回自然環境保全基礎調査報告書」(環境庁、平成9年3月)

干潟 (平成 27~29 年度): 瀬戸内海における藻場・干潟分布状況調査 (環境省)

<sup>2.</sup> 藻場の() の数字は、第2回調査(昭和53年度)以後、消滅した面積であり、マイナスは増加したことを示す。

<sup>3.</sup> 同一の藻場で複数のタイプが存在する場合、複数のタイプに各々同面積が重複して計上されている。

<sup>4.</sup> 出典により、面積測定方法に違いがある。

### 2) 海岸線、保護水面

海岸線は、瀬戸内海沿岸域が遠浅であることから、古くから農地、塩田造成の埋立てによる影響を受け、変貌を続けてきた。昭和 30 年代後半から工業用地の造成が各地で行われたこと等により、自然海岸線は、36.7%が残存するだけとなった。これは我が国総延長の 52.6%に比べて少ない。瀬戸内海の海岸線の府県別の状況を表 1-13(1)、図 1-10(1)に、湾・灘別の状況を表 1-13(2)、図 1-10(2)に、保護水面の設定状況を図 1-11 に示す。

一方、失われた砂浜を復元するため、近年人工海浜の造成も行われている。

表 1-13(1) 瀬戸内海の海岸線の状況(府県別)

				自然海	岸	半自然淮	7岸	人工海	岸	河口	部	総延長
府	県	名	調査	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	延長 km	%	km
			第5回	1.9	0.8	10.9	4. 5	224. 9	92. 6	5. 2	2. 1	242. 9
	rr		第4回	2. 3	1. 1	10. 9	5. 0	197. 0	91. 2	5. 9	2. 7	216. 1
大	阪	府	第3回	2.8	1. 4	11. 7	5. 6	187. 3	90. 2	5. 9	2. 8	207. 7
			第2回	3.6	1. 9	11. 9	6. 3	166. 4	88.6	5. 9	3. 2	187. 8
			第5回	144. 0	22. 0	123. 8	18. 9	382. 9	58. 4	5. 1	0.7	655. 8
=	<b>⊨</b>	18	第4回	144.0	22.0	123.8	18.9	382. 9	58.4	5. 1	0.7	655.8
兵	庫	帰	第3回	144.5	22.7	124. 6	19.5	363.7	57.0	5. 1	0.8	637. 9
			第2回	146.6	23.8	129. 1	21.0	334.8	54.4	5. 1	0.8	615.6
			第5回	100. 7	45. 7	30. 9	14. 0	85. 5	38.8	3. 3	1.5	220. 4
£n 5	孜 山	1111	第 4 回	97.4	45.6	42. 7	20.0	70.8	33. 2	2.6	1.2	213.5
7'H R	ИЩ	75	第 3 回	97.4	47.9	43. 6	21.5	59. 7	29.4	2. 6	1.3	203.4
			第2回	82.8	46.3	44. 3	24.9	48.7	27.3	2.7	1.5	178.5
			第5回	250. 8	45. 7	80. 5	14. 7	207. 4	37. 8	10. 3	1. 9	549. 0
田	Ш	県	第4回	237. 5	47.2	71. 9	14. 3	186.0	37.0	7.4	1.5	502.8
11-3		/IV	第3回	238. 9	47.9	77. 9	15.6	174.8	35.0	7.4	1.5	499.0
			第2回	243. 1	48.9	79.6	16.0	167. 2	33.6	7.3	1.5	497. 2
			第5回	349. 0	31.5	59. 3	5. 3	692. 9	62. 5	8. 3	0.8	1, 109. 4
広	島	県	第4回	355. 3	33. 0	49. 4	4.6	663. 7	61. 7	6. 9	0.7	1, 075. 3
			第3回	366. 0	34. 3	57. 5	5. 4	637. 0	59. 7	6. 9	0.6	1, 067. 3
			第2回	369.6	35.0	59.0	5.5	621. 0	58.8	6. 9	0.7	1, 056. 5
			第5回	503. 0	<b>45</b> . 1	60.0	5. 4	539. 4	48. 3	13. 3	1. 2	1, 115. 7
Щ	П	県	第 4 回 第 3 回	493. 4 501. 8	45.7	59. 7 59. 3	5. 5	516. 5	47.9	9. 3 9. 3	0.9	1,078.9
			第2回	501. 8 497. 7	47. 1 47. 7		5. 6 5. 4	494. 1 481. 5	46. 4 46. 1	9. 3	0. 9 0. 8	1, 064. 4 1, 044. 4
			第5回	80. 7	33. 2	55. 9 <b>21</b> . <b>7</b>	8. 9	133. 8	55. 0	7. 0	2. 9	243. 2
			第4回	79. 5	35. 8	22. 2	10.0	114. 2	51.5	7. 0 5. 9	2. 7	221.8
徳	島	県	第3回	79. 6	35.8	22. 3	10. 0	114. 2	51.5	5. 9 5. 9	2. 7	222. 0
			第2回	81.7	37. 5	22. 9	10. 5	107. 5	49. 3	5. 9	2. 7	218. 0
			第5回	332. 1	46.8	118. 7	16. 7	250. 6	35. 3	8. 0	1. 1	709. 4
<b>-</b>	111	ı	第4回	337. 4	48. 0	126. 3	18. 0	233. 9	33. 2	5. 8	0.8	703. 4
音	Ш	垛	第3回	345. 8	49. 7	138. 0	19.8	206. 1	29. 6	6. 0	0. 9	695. 8
			第2回	350. 3	50.8	138. 0	20.0	194.8	28.3	6. 1	0.9	689. 2
			第5回	680. 3	44. 5	348. 9	22. 8	486. 3	31.8	11. 9	0.8	1, 527. 4
愛	媛	県	第4回	569.8	41.9	350. 1	25.7	420.8	31.0	18.9	1.4	1, 359.6
爱	为友	州	第 3 回	579.6	42.8	363. 5	26.8	393.7	29.0	18.9	1.4	1, 355. 7
			第2回	688. 6	48.2	359. 0	25. 1	363. 4	25.4	18. 9	1.3	1, 429. 9
			第5回	40. 8	14. 5	17. 6	6. 2	220. 6	78. 1	3. 4	1. 2	282. 4
福	岡	県	第4回	40.3	14.8	18. 5	6.8	212. 4	78.0	1. 1	0.4	272. 3
ПШ	1-3	/IV	第3回	39. 9	15.8	20.8	8.2	191.5	75.6	1. 1	0.4	253.3
			第2回	42. 2	17.4	20. 2	8.4	178.7	73.7	1.1	0.5	242. 2
			第5回	170. 9	29. 8	83. 7	14. 6	309. 2	53. 9	10. 1	1.8	573. 9
大	分	県	第4回	181. 2	31.9	80. 9	14. 2	297. 0	52. 3	9. 3	1.6	568. 4
	•		第3回	183. 5	33. 1	81. 5	14.7	279.8	50. 5	9. 3	1.7	554. 0
			第2回	191.1	35. 2	81.7	15.0	260.6	47.9	10.1	1.9	543. 5
			第5回	2, 654. 2	36. 7	956. 0	13. 2	3, 533. 0	48. 9	85. 9	1. 2	7, 229. 5
瀬戸	ヺ 内	海	第 4 回 第 3 回	2, 538. 1	37.0	956. 4	13. 9	3, 295. 2	48. 0	78. 2	1.1	6, 867. 9
			第2回	2, 579. 8 2, 697. 3	38. 2 40. 2	1,000.7	14.8	3, 101. 9 2, 924. 6	45. 9 43. 6	78. 4	1. 2 1. 2	6, 760. 8 6, 702. 8
			第5回	17. 660. 3	52. 6	1, 001. 6 4. 385. 1	15. 0 13. 1	2, 924. 6 11. <b>212</b> . 2	33. 4	79. 3 <b>316. 2</b>	0. 9	
			第4回	18, 105. 6	52. <b>6</b> 55. 2	4, 385. 1 4, 467. 5	13. I 13. 6	9, 941. 8	33. 4 30. 4	264. 0	0. 9 0. 8	<b>33, 573. 8</b> 32, 778. 9
全		玉	第3回	18, 402. 1	56. 7	4, 407. 5	13. 0	9, 941. 8	28.6	263. 8	0.8	32, 176. 9 32, 471. 9
			第2回	18, 967. 2	50. 7 59. 0	4, 340. 4	13. 5	8, 598. 9	26. 7	263. 7	0.8	32, 471. 9
				10,001.4	00.0	1,010.1	10.0	0,000.0	40.1	200.1	V. U	04, 110.4

- 注) 1. 瀬戸内海の区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の「瀬戸内海」の範囲。
  - 2. 第5回自然環境保全基礎調査が実施されていない兵庫県のデータは第4回調査結果を使用。
  - 3. 自然海岸:海岸(汀線)が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。 半自然海岸:道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯においては自然の状態を保持 している海岸。

人工海岸:港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。

河口部:河川法(河川法適用外の河川も準用)による「河川区域」の最下流端。

出典:第2回(昭和53年度)、第3回(昭和59年度)、第4回(平成5年度)及び第5回(平成8年度)「自然環境保全基礎調査」(環境庁)より作成

表 1-13(2) 瀬戸内海の海岸線の状況(湾・灘別)

			自然湘	二岸	半自然	海岸	人工消		河口	総延長	
湾 • 灘	名	調査	延長 km		延長 km		び長 km		延長 km	部 %	
		第5回	<u>延長</u> Km 128.5	% 36. 4	<del>延長 KM</del> 48.5	% 13. 7	<del>延長 Km</del> 166.3	% 47. 1	<del>延長 KM</del> 9.7	2. 8	8m 353. 0
		第4回	126. 5 177. 7	30. 4 43. 0	46. 3 84. 8			47. 1 34. 5	9. <i>1</i> 8. 3		
紀伊水	道	第3回	158.6	43. 0	83. 4	20. 5 22. 1	142. 3 127. 4	34. 5 33. 7	8. 3	2. 0 2. 2	413. 0 377. 7
		第2回	162. 6	43. 8	84. 6	22. 1	115. 9	31. 2	8.3	2. 2	371. 4
		第5回	21. 9	8. 3	11. 7	4. 4	226. 0	85. 3	5. 2	2. 0	264. 8
		第4回	19. 5	4. 1	56. 0	11.9	388.8	82. 5	6. 9	1. 5	471.1
大 阪	湾	第3回	16.8	3.8	56. 3	12. 7	362. 9	81. 9	6. 9	1. 6	442. 9
		第2回	18. 2	4. 4	57. 8	14. 0	329. 8	79. 9	7. 0	1. 7	412. 7
		第5回	180. 8	54. 0	42. 4	12. 6	110. 2	32. 9	1.7	0. 5	335. 0
lore polya	MHz.	第4回	293. 7	42. 5	101. 5	14. 7	290. 0	41. 9	6. 4	0. 9	691. 7
播磨	灘	第3回	294. 9	42. 9	103. 3	15. 0	282. 3	41. 1	6. 4	0. 9	687. 0
		第2回	298. 9	44. 4	107. 9	16. 0	260. 3	38. 6	6.6	1. 0	673. 7
		第5回	359. 2	42. 4	127. 1	15. 0	345. 9	40.8	14. 8	1. 7	846. 9
/++ =++ \+r		第4回	347. 9	43. 7	119. 1	14. 9	319. 9	40. 1	10. 2	1. 3	797. 0
備讃瀬	尸	第3回	356. 4	45. 1	129. 1	16. 3	293. 8	37. 2	10. 3	1. 3	789. 5
		第2回	361. 3	46. 2	130. 2	16. 7	279.8	35.8	10. 3	1. 3	781. 5
		第5回	177. 0	29. 3	91.8	15. 2	332. 0	54. 9	3. 7	0.6	604. 4
titta del	×44×4	第4回	189. 4	32. 8	89. 5	15. 5	295. 4	51. 1	3. 3	0.6	577. 7
備後	灘	第3回	194. 1	33. 7	99. 0	17. 2	279. 9	48.6	3. 3	0.6	576. 4
		第2回	203. 5	35. 5	104. 2	18. 2	262. 1	45.7	3.3	0.6	573. 1
		第5回	82. 0	31. 7	58. 2	22. 5	110. 6	42. 8	7. 7	3. 0	258. 5
1865	进作	第4回	81.3	28. 1	70.6	24. 4	118.9	41.2	18. 1	6.2	288.8
燧	灘	第3回	81.7	28.6	74.4	26.0	111.9	39. 1	18. 1	6.3	286. 1
		第2回	83.8	29.9	77.2	27.5	101.4	36. 2	18. 1	6.4	280.3
		第5回	211. 1	34. 7	132. 4	21. 7	262. 1	43.0	3. 3	0. 5	608. 9
安芸	灘	第4回	221.7	36.7	128.0	21.2	253.7	42.0	0.8	0.1	604. 2
女 <del>五</del>	失比	第3回	229. 2	38. 3	136.0	22.7	232.4	38.8	0.8	0.1	598. 4
		第2回	243.8	40.8	128. 2	21.5	224.5	37.6	0.8	0.1	597. 3
		第5回	227. 2	38. 0	34. 9	5.8	329. 9	55. 1	6. 4	1. 1	598. 3
広島	湾	第4回	211. 2	38. 2	34. 1	6. 2	302. 1	54. 7	4. 9	0.9	552. 2
	1-3	第3回	215. 2	39. 2	33.8	6. 2	295. 5	53.8	4. 9	0.9	549. 4
		第2回	221. 1	40.7	35. 2	6.5	282. 1	51. 9	4. 9	0.9	543. 2
		第5回	264. 2	52. 3	90. 9	18. 0	146. 8	29. 0	3. 4	0. 7	505. 2
伊予	灘	第4回	255. 1	52. 7	90. 2	18.6	137. 7	28. 4	1. 3	0.3	484. 2
,	O.M.	第3回	259. 9	54. 3	93. 0	19. 5	124. 0	25. 9	1. 3	0.3	478. 2
		第2回	266.6	56.0	89. 2	18.7	118.7	24. 9	1.3	0.3	475. 8
		第5回	26. 8	20. 0	9. 5	7. 1	94. 0	70. 3	3. 5	2. 6	133. 7
別府	湾	第4回	26. 7	21. 3	9.4	7.5	87. 3	69. 7	1.9	1. 5	125. 4
		第3回	27.6	22.8	9.7	8. 0	82. 0	67. 7	1.9	1.6	121. 3
		第2回	27. 9	24. 2	11.4	9.8	73.3	63.5	2.8	2. 4	115. 4
		第5回	240. 3	30. 4	56. 6	7. 2	477. 1	60. 4	15. 6	2. 0	789. 6
周防	灘	第4回	247. 3	31. 9	54. 3	7.0	460. 4	59. 4	12.6	1.6	774. 5
		第 3 回 第 2 回	259. 6	34. 3	57. 2	7.6	427. 4	56. 5	12.6	1. 7	756.8
			266. 7	35.8	55. 4 103. 6	7.4	409. 6	55. 0	12.6	1.7	744. 3 <b>764</b> . 3
		第 5 回 第 4 回	339.8	<b>44</b> . <b>5</b>		13.6	317. 6	41.6	3. 3	0. 4	
豊後水	道	第3回	358. 2	46. 3	105. 9	13. 7	306. 0	39.6	3. 5	0.4	773. 6
		第2回	361. 3 375. 9	46. 7 48. 6	109.7	14. 2	299. 2	38. 7 37. 5	3.5	0.4	773.6
		第5回	216. 1	48. 6	104. 3 38. 0	13. 5 7. 7	290. 2 238. 7	48. 2	3. 5 2. 9	0. 4 0. 6	773. 8 <b>495</b> . <b>7</b>
		第4回	21 <b>6</b> . 1 216. 6	45. 0 45. 0	36. U 39. 2	7. <i>1</i> 8. 1		46. 2 46. 6	2. 9 1. 0		495. 7 480. 8
響	灘	第3回	220. 9	45. 0 46. 6	39. 2 39. 7	8. 1 8. 4	224. 1 212. 8	46. 6		0. 2 0. 2	
		第2回	220. 9 226. 4	46. 6	39. <i>1</i> 38. 1	8. 4 8. 2	212. 8 201. 0	44. 9	1. 0 1. 0	0. 2	474. 4 466. 6
ンナ・) 1 注写す		男 4 凹	220.4					45. 1	1. U	U. Z	400.0

注) 1. 瀬戸内海の区域は、瀬戸内海環境保全特別措置法の「瀬戸内海」の範囲。

人工海岸:港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。

河口部:河川法(河川法適用外の河川も準用)による「河川区域」の最下流端。

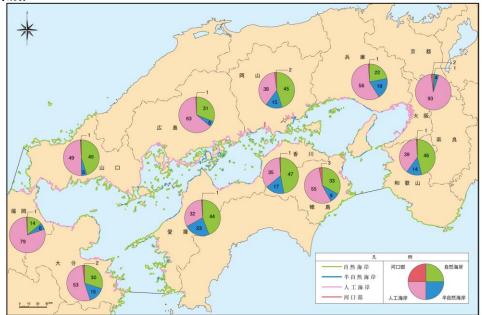
出典:第2回(昭和53年度)、第3回(昭和59年度)、第4回(平成5年度)及び第5回(平成8年度)「自然環境保全基礎調査」(環境省)より作成

<sup>2.</sup> 湾・灘の区分は自然環境保全基礎調査に準ずる。

<sup>3.</sup> 第5回は兵庫県の調査を行っていないため、紀伊水道、大阪湾、播磨灘においては兵庫県のデータは含んでいない。

<sup>4.</sup> 自然海岸:海岸(汀線)が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。 半自然海岸:道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯においては自然の状態を保持している 海岸

### (府県別)



注) 自然海岸:海岸(汀線)が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。 半自然海岸:道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯にお いては自然の状態を保持している海岸。

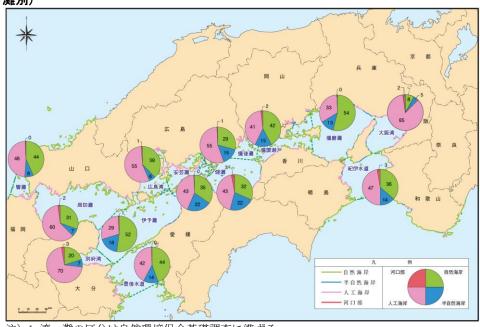
人工海岸:港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。

河口部:河川法(河川法適用外の河川も準用)による「河川区域」の最下流端。

出典:「自然環境情報図」(環境省)

#### 図 1-10(1) 瀬戸内海の海岸線の状況(府県別、第5回調査)

### (湾•灘別)



注) 1. 湾・灘の区分は自然環境保全基礎調査に準ずる。

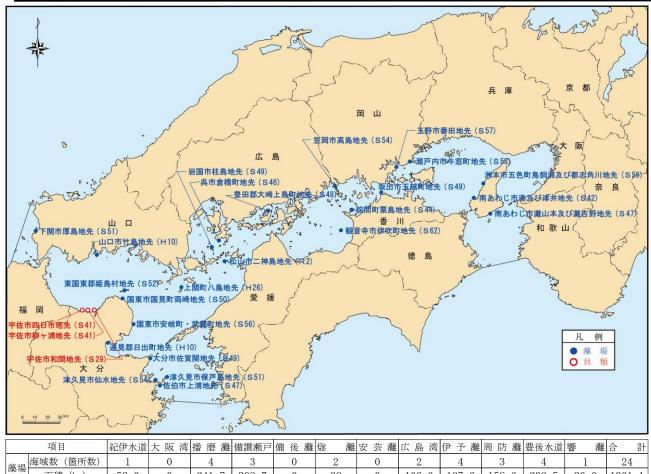
2. 自然海岸:海岸 (汀線) が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。 半自然海岸:道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物が存在しているが、潮間帯にお いては自然の状態を保持している海岸。

人工海岸:港湾・埋立・浚渫・干拓等により人工的につくられた海岸。

河口部:河川法(河川法適用外の河川も準用)による「河川区域」の最下流端。

出典:「自然環境情報図」(環境省)

#### 図 1-10(2) 瀬戸内海の海岸線の状況(湾・灘別、第5回調査)



241. 7 208. 7 52.0 0 187.6 158. 6 238. 5 面積 (ha) 88 0 106.0 20.0 1301.1 海域数 (箇所数) 3 貝類 面積 (ha) 82.3 82.3

- 注)1. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」 に準ずる。
  - 2. 令和3年12月現在の集計。
  - 3. ( ) 内の数字は指定年を示す。
  - 4. 保護水面とは水産資源保護法に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が生息、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として指定された水面をいう。

出典:各府県調べ(令和3年12月現在)

図 1-11 瀬戸内海における保護水面の設定状況

#### (4) 瀬戸内海の動植物

令和元年における鳥獣保護区は 765 ヶ所 (面積: 478 千 ha) が設定されており、うち特別保護地区は 131 ヶ所 (面積: 23 千 ha) が指定されている。図 1-12 に瀬戸内海における特別保護地区の位置を示す。

			国指				年 県	指定						
府県	具 名	鳥獣俁	<b>R護区</b>	うち特別	保護地区	鳥獣侽	<b>R護区</b>	うち特別	保護地区					
		箇所数	面積ha	箇所数	面積ha	箇所数	面積ha	箇所数	面積ha					
京	都	1	1,300	1	44	61	23, 463							
大	阪					18	12, 914	1	70					
兵	庫	2	1, 114	2	373	84	37, 669	11	1, 397					
奈	良	1	2, 384	1	838	20	36, 164	3	526					
和哥	ケ 山					95	29, 732	8	1,049					
岡	Щ	1	662			65	26, 608	11	1, 224					
広	島					98	57, 351	8	7, 962					
山	П					81	51, 438	33	1, 707					
徳	島	1	10,009	1	1,006	52	16, 235	21	1, 493					
香	Щ					26	9, 327	4	537					
愛	媛	1	9, 502	1	802	56	55, 065	10	1, 319					
福	岡	2	388	1	94	44	62, 914	5	1, 538					
大	分					56	34, 202	9	658					
計	+	9	25, 359	7	3, 157	756	453, 082	124	19, 480					
合	計	鳥獣保護区 うち特別係		765ヶ月 131ヶ月		8, 441ha 2, 637ha								

表 1-14 瀬戸内海関係府県の鳥獣保護区設定状況

注) 令和元年11月1日時点の数値である。

出典:「都道府県指定鳥獣保護区の指定等の現況」、「国指定鳥獣保護区一覧」(環境省資料)及び各府県資料より作成



注)瀬戸内海地域で海岸線を含むもののみを示した。 出典:環境省資料及び各府県資料より作成

#### 図 1-12 瀬戸内海における「鳥獣保護区及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく特別保護地区

#### (5) 瀬戸内海の文化財

瀬戸内海地域は、古くから文化が開けていたことから、著名な史跡や建造物等の文化財が多い。これらは 周囲の環境と一体をなして、自然景観として優れたものとなり、史跡、名勝、天然記念物として数多く指定 されている。瀬戸内海沿岸部における主要文化財の指定を図 1-13 に示す。

図 1-13 瀬戸内海沿岸部における主要文化財指定図

注)文化財保護法による史跡・名勝・天然記念物に指定された地域。 出典:「国指定文化財等データベース」(文化庁) より作成

— 19 —

### 瀬戸内海の景観



「重井西港斜面の馬神除虫菊畑と瀬戸内」

所在地:広島県因島



### 「牡蠣の養殖」

所在地:兵庫県赤穂市



### 「雑賀崎灯台」

所在地:和歌山県和歌山市



### 「大余島・中余島」

所在地:香川県小豆郡土庄町銀波浦

写真は「瀬戸内における水環境を基調とする海文化 瀬戸内の海・浜辺と保全の取り組み」(公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、令和元年10月発行)及び「瀬戸内における水環境を基調とする海文化 瀬戸内の日々の生活に根ざした身近な景観と保全の取組み」(公益社団法人瀬戸内海環境保全協会、令和3年2月発行)より引用